

○ 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）

改正案	現行
<p>（連結会計年度の開示事項）</p> <p>第三条 規則第百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第六項並びに第五条第一項第十四号及び第十五号において同じ。）に関する開示事項とする。</p> <p>254 （略）</p> <p>5 第一号の額を直前に終了した連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第五号及び第七号並びに次項第二号において同じ。）末の為替レートでユーロに換算して得られたものが、二千億ユーロを超える場合における第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。</p> <p>一5十二 （略）</p> <p>6 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項</p> <p>二 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生</p>	<p>（連結会計年度の開示事項）</p> <p>第三条 規則第百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>254 （略）</p> <p>5 第一号の額を直前に終了した連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第五号及び第七号において同じ。）末の為替レートでユーロに換算して得られたものが、二千億ユーロを超える場合における第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。</p> <p>一5十二 （略）</p> <p>（新設）</p>

じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7 | 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第四号により作成しなければならぬ。

（半期の開示事項）

第四条 第二条（第三項第一号から第九号までを除く。）及び前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、規則第一百六条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項（半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項について準用する。この場合において、第二条第一項中「第一百十二条第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第一百六条第一項に規定する」と、「事項は」とあるのは「事項（半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は」と、同条第二項中「しななければならぬ」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第一号へ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ」とあるのは「除く」と、前条第一項中「第一百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第一百六条第一項に規定する」と、「事項は」とあるのは「事項（半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は」と、「並びに第五条第一項第十四号及

（新設）

（半期の開示事項）

第四条 第二条（第三項第一号から第九号までを除く。）及び前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、規則第一百六条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項について準用する。この場合において、第二条第二項中「前項」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第二項第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定性的な」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と、同項第一号へ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ」とあるのは「除く。」と、前条第二項中「前項」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定性的な」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と読み替え

び第十五号において同じ」とあるのは「において同じ」と、同条第二項中「しなければならぬ」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第二号へ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第六項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前半期（四月から九月までの半期をいう。）」と、同条第七項中「しなければならぬ」とあるのは「するものとする」と読み替えるものとする。

(四半期の開示事項)

第五条 規則第百十六条第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一〜十三 (略)

十四 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

十五 前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十四号に掲げる事項は別紙様式第四号によりそれぞれ作成するものとする。

3 (略)

るものとする。

(四半期の開示事項)

第五条 規則第百十六条第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜十三 (略)

(新設)

(新設)

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。

3 (略)